



# あぐりあす

第270号

## ～ 掲 載 内 容 ～

ページ

### 1. 久慈地域の情報

#### ○令和4年度園芸品目栽培説明会について

・ ・ ・ 別添

- ・ 令和4年度園芸品目栽培説明会を令和5年1月16、17、20、23日に開催します。
- ・ 新たな園芸品目の栽培に取り組んでみたい方は、ぜひご参加ください！
- ・ 詳細は別添のチラシをご覧ください。

#### ○肥料コストの低減に努めましょう！

・ ・ ・ 1

- ・ 肥料の価格が大幅に値上げされていますので、工夫して肥料費の低減に取り組みましょう。

#### ○普及現地情報

・ ・ ・ 2

- ・ 消費税に係るインボイス研修会を開催しました
- ・ 第3回農家見学会を開催しました！
- ・ 一緒に技術を学びましょう！  
～食の匠後継者候補向け伝承会及び技術研鑽研修会～
- ・ 他地域の産直事例を聞いてみよう！ ～産直PR向上研修～
- ・ 久慈地域の郷土料理を味わう会を開催しました！

#### ○産地情報

- ・ 小野沢りんさん（久慈市）『プロフェッショナル』を目指して
- ・ いわてアグリベンチャーネットに紹介されていますので、ご覧ください。

### 2. お知らせ

#### ○令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

・ ・ ・ 別添

- ・ 現在免税事業者であっても、JAや卸売市場以外の販売先を持っている方は、インボイスの登録申請が必要となる場合があります。  
令和5年3月31日までにを行うことで、制度開始当初からインボイス（適格請求書）を交付できます。

# 肥料コストの低減に努めましょう！

肥料の価格が大幅に値上げされていますので、工夫して肥料費の低減に取り組みましょう。

## 1 肥料コスト低減の基本的な考え方

### ○ 土壌診断に基づく適正施肥の推進

- ・土壌養分の蓄積状況を診断して、各作物に応じた必要な施肥をおこないましょう

### ○ たい肥等有機物の活用

- ・久慈地域に豊富にあるたい肥を有効に活用しましょう

### ○ 施肥量低減技術の導入

- ・肥料の利用効率を高める側条施肥や株元施肥など、効率的な施肥を工夫しましょう

### ○ 低価格肥料の導入

- ・リン酸肥料の配合の少ない化成肥料や比較的単価の安い単肥を活用しましょう



## 2 各作物に応じた肥料コストを低減する技術

### 水稻

側条施肥技術の利用やたい肥の活用、単肥の活用による減肥など

### ほうれんそう

土壌診断をもとにした減肥など

### 飼料作物（牧草やデントコーン）

たい肥の有効活用など



技術の詳細に関してのお問い合わせ先

久慈農業改良普及センター（電話 0194-66-9683（産地育成課直通））

## 消費税に係るインボイス研修会を開催しました

令和5年10月から始まるインボイス制度の理解と登録申請の要否判断のために、制度開始の1年前にあたる10月27日に研修会を開催し、13名の生産者が熱心に学びました。

当日は八木橋美紀税理士を講師に、「消費税の仕組み」や「軽減税率制度」、「インボイス制度の概要とその対応」などについて講義をいただきました。

インボイス制度は、「インボイス(適格請求書)」を用いて仕入税額控除を受けるため制度です。参加者からは「自分には必要ないと思っていたが対応を検討したい」「取引先へインボイスが必要か確認したい」「領収書や請求書の適切な記載方法がわかった」といった声がありました。

インボイス制度では、販売額1,000万円以下の免税事業者であってもJAや卸売市場以外の販売先がある方は、登録申請が必要な場合があります。この機会に、自身の経営で必要かどうかを確認してみてはいかがでしょうか。



インボイス制度について学ぶ受講者たち

普及現地情報  
令和4年11月22日  
久慈農業改良普及センター  
記述者 菅野 千聖

### 第3回農家見学会を開催しました！

新たな園芸品目生産者の確保に向け、久慈地方農業農村活性化推進協議会が第3回農家見学会を11月17日に開催し、産直会員や新規就農希望者等18名が参加しました。

今回は、トマト、イチゴ、半促成アスパラガスを栽培している圃場を見学しながら、生産者から栽培や管理の流れについて話していただき、普及センターから病虫害防除や生産にかかるコスト等について説明しました。

参加者は園芸品目への関心が高く、品目毎に栽培方法や病虫害防除のタイミング、必要な設備、農薬や肥料などの経費や種苗の確保等について熱心に生産者に質問をしていました。

今後は全3回の農家見学会参加者の中から、本格的に園芸品目を導入する人に対して、関係機関と連携しながら支援をしていく予定です。



いちごのハウスを見学

## 一緒に技術を学びましょう！

### ～食の匠後継者候補向け伝承会及び技術研鑽研修会～

食の匠の後継者の育成と相互研鑽を図るため、後継者候補1名と食の匠で構成する「やませの郷食の技研究会」会員ら20名が11月9日に郷土料理の技術習得に取り組みました。

この会では、野田村の食の匠の北田白礼干（はれに）さんが「けいらん」をしだみ伝承グループが「しだみ団子」を実演しました。

北田さんからは、「けいらん」について団子の中に卵黄の代わりにからしが入っていることが特徴であることや仏事で供される汁椀であることを説明していただきました。「しだみ団子」は「しだみ（どんぐり）」のアクをとるために昔は灰水を使用していたが、今は重曹を使用していることなどのポイントを学びました。

後継者候補の方は率先して作業や質問をするなど、意識の高さが伺えました。参加した会員も「しだみのアク抜きは具体的にどのように行っているか」など意欲的に技術を学んでいました。

普及センターでは、食の匠の技術が後世に引き継がれるよう今後も支援をしていきます。



皆さんで団子を丸める作業を行っています。

## 他地域の産直事例を聞いてみよう！～産直 PR 向上研修～

産直の PR 技術の向上を目的に、「産直 PR 向上研修」を 11 月 16 日に開催し、久慈地域産直連絡協議会加盟産直の組合員ら 20 名が情報発信等について学びました。

研修会では、一関市にある新鮮館おおまちの梁川真一店長を講師に招き、産直の取組事例についてご紹介いただきました。

新鮮館おおまちでは、お客様、生産者、飲食店の「困りごとを解決する」ことに重点を置いた取組を行っています。具体的には積極的にコミュニケーションを図りながら、それぞれの困りごとを整理し、どんなアプローチができるか考え、解決の提案に取り組んでいるそうです。SNS を活用した情報発信や産直組合による農産物の集荷、飲食店と連携した取組等に繋がっているとお話いただきました。

参加者からは「コミュニケーションをとることが大事だと改めて分かった」「困りごとの解決からすべきことが見えてくる」といった感想があり、今後の取組に向けてヒントが得られたようでした。

普及センターでは、久慈地域の産直がより活性化するヒントを提案できるよう今後も支援を続けていきます。



研修会の様子

## 久慈地域の郷土料理を味わう会を開催しました！

郷土料理を理解していただくことを目的に、久慈地域の飲食店や観光事業者等を対象とした「郷土料理を味わう会」を11月24日に開催し、関係機関を含め44名が郷土料理を味わいながら理解を深めました。

この会では、久慈地域の岩手県「食の匠」で構成する「やませの郷食の技研究会」会員らが調理した16品を折詰にして提供しました。会員からは「昆布巻きはニシンを使用していたが、今は鮭を使うようになった」「鮭のお吸い物はお正月のお膳の一つ」など一品ずつ紹介がありました。

飲食店関係者からは「郷土料理は個性が強いイメージがあったが、提供された折バランスよく完成されていた。」という感想や「鶏肉を使った料理には、バターを使っても良いと思う」などの提案がありました。その他にも、「レシピも惜しみなく公開していただきありがたい」「今後も研究会と連携した取組をしたい」といった前向きな感想を多くいただきました。

今後益々飲食店の皆様方と食の匠の皆様との繋がりが深まり、地域の郷土料理が地域の飲食店等、様々な場所で提供されるよう普及センターでは今後も応援していきます。



お料理をご紹介する食の匠

## 電子メールを活用した農業情報のサービスを行っています

久慈農業改良普及センターでは、農作物技術情報、台風や気象災害などへの注意情報、病害虫に関する情報、スマート農業に関する情報などをタイムリーに入手することに役立つメール配信をしています。

ご自身のメールから [ce0026@pref.iwate.jp](mailto:ce0026@pref.iwate.jp) (普及センター組織アドレス)まで「氏名」、「住所」、「電話番号」を送信していただければ、いつでも登録できます。登録すれば久慈農業改良普及センター(地域 ML)からだけでなく、県(県 ML)からも情報が配信されます。

これまでに県から配信した内容は、次のような内容です。

- ・令和4年度 病害虫防除速報(水稻、野菜、果樹、花きなど)
- ・令和4年度農作物技術情報(毎月、号外あり)
- ・令和4年度 農作物病害虫発生予察情報
- ・産地情報「産地紹介・人物紹介」(毎月)
- ・県からのお知らせ(イベント案内、研修会案内など)

今後も随時、情報発信していきますので、ぜひご活用ください。

## ～いわてアグリベンチャーネット掲載記事の紹介～

いわてアグリベンチャーネットでは、毎月、各地域の農業情報をお知らせしています。

### 【9、10月分の掲載記事】

○産地紹介:《奥州》産地情報「地域オリジナルりんご品種『奥州ロマン』の生産拡大を目指して」

:《一関》産地情報「いつも笑顔で！アットホームな憩いの空間

～協同組合産直センターひがしやま『季節館』～」

○人物紹介:《大船渡》人物紹介「農業で『働き場』を創出して地域を支える 菊地悠さん」

:《久慈》人物紹介「小野沢りんさん プロフェッショナルを目指して」

○『普及活動年報』 県内各地域の普及センターの取組を紹介します。

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/index.html>



## 久慈農業改良普及センターfacebook 公開中！

久慈寒次郎が、最新の情報や、HOT な情報をお届けします。

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.facebook.com/岩手県久慈農業改良普及センター-581601925540151/>





令和5年10月1日から

# インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



## ～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？  
お互いに関係があるみたいなんですー

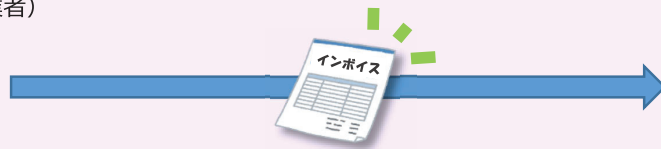
インボイス制度ですか・・・？



## インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要がある**ます
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手  
(インボイス発行事業者)



買手  
(課税事業者)



## A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと  
どうなるんだろう・・・  
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？  
課税事業者は、売上げの10%を  
納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか  
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって  
どう作ればいいの？



# 疑問 1 仕入税額控除ってなに？



## 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

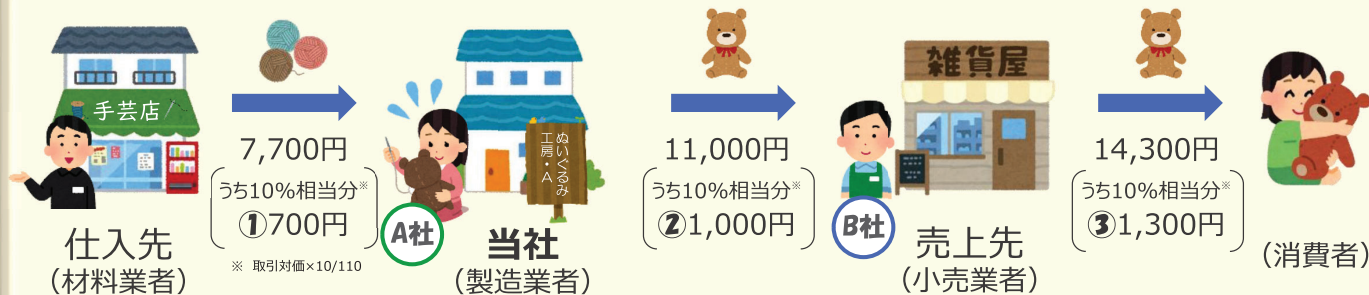
差し引く計算が  
**仕入税額控除**

仕入税額控除には  
**インボイスの保存  
が必要**

**インボイスがなければ  
仕入税額控除できない**※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



## 疑問 2

当社が登録しないと  
どうなるんだろう…



登録をしないと、  
売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができない  
ということは…

$$\text{③ 1,300円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{① 1,300円 (納付税額)}$$

※ 1,000円の控除不可

**ポイント**

当社 (売手) がインボイスを交付した  
場合と比べ、**売上先 (買手) の納  
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

### 仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)  
制度開始後 **6年間**は、仕入税額の一定割合を控除でき  
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】 80%  
【令和8年10月～令和11年9月】 50%

## 疑問 3

申告って、どう計算するの？  
売上げの10%を納税  
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを  
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 (売上税額)} - \text{① 700円 (仕入税額)} = \text{③ 300円 (納付税額)}$$

※ 控除可能

**ポイント**

納付税額は、売上げの10%ではなく、  
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を  
適用することができます

👉 **3ページ**へ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば  
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

2 ページの例だと…

ステップ1  
1,000円 × 70% = 700円  
売上税額    みなし仕入率    仕入税額

ステップ2  
1,000円 - 700円 = 300円  
売上税額    仕入税額    納付税額

ぬいぐるみ  
製造業

A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



## インボイス発行事業者となる場合…

### 疑問 5

インボイスって、  
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、  
**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称	(株)〇〇 御中	▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…
② 取引年月日	11/1	魚 ※ 5,000円
	11/1	豚肉 ※ 10,000円
	11/15	割りばし 1,000円
	11/29	タオルセット 2,000円
③ 税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び <b>適用税率</b>	※ 軽減税率対象	
	8%対象 15,000円	消費税1,200円
	10%対象 3,000円	消費税 300円
		⑥ <b>税率ごとに区分 した消費税額</b>
		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)
		④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び <b>登録番号</b>

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**  
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録  
手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります**

**登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！**

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



もっと  
詳しく

### 国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています  
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

### 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、  
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

### 軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

説明会



特設サイト





# 令和4年度 園芸品目 栽培説明会

新たな園芸品目の栽培に  
取り組んでみませんか

久慈地域の園芸  
品目の生産概要

各園芸品目の  
栽培概要について

ほうれんそう、ピーマン、  
きゅうり、ブロッコリーな  
どについて説明！

8会場のうち、お近くの会場にご参加ください

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| R5.1/16 (月) | AM JA新しいわて久慈営農経済センター<br>PM 侍浜市民センター |
| R5.1/17 (火) | AM 洋野町役場 大野庁舎<br>PM 洋野町役場 種市庁舎      |
| R5.1/20 (金) | AM 宇部園芸センター<br>PM 山形総合支所            |
| R5.1/23 (月) | AM 普代村役場<br>PM JA新しいわて野田支所          |



詳細は  
裏面へ

申し込みは、電話、FAX、メールにて

[主催] 久慈地方農業農村活性化推進協議会

mail:ce0026@pref.iwate.jp

電話番号:0194-66-9683

令和 年 月 日

久慈農業改良普及センター 菅野 行き

FAX : 0194-53-5009

E-mail : ce0026@pref. iwate. jp

報告者氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

## 令和 4 年度園芸品目栽培説明会 出席者報告

## 1 参加希望会場

出席希望会場 に○	会場名	日にち	時間	場所（住所）	申込締切
	久慈市	1/16 (月)	10:00 ~11:30	J A 新いわて久慈営農経済センター 2F 会議室（久慈市中央1丁目57）	1/9 (月)
	久慈市 侍浜		14:00 ~15:30	久慈市侍浜市民センター 研修室 （久慈市侍浜町向町8-3-2）	
	洋野町 大野	1/17 (火)	10:00 ~11:30	洋野町役場大野庁舎 2F 大会議室 （洋野町大野8-47-2）	1/10 (火)
	洋野町 種市		14:00 ~15:30	洋野町役場種市庁舎 4F 大会議室 （洋野町種市23-27）	
	久慈市 宇部	1/20 (金)	10:00 ~11:30	J A 新いわて 宇部園芸センター （久慈市宇部町12-8-1）	1/13 (金)
	久慈市 山形		14:00 ~15:30	山形総合支所 1F 研修室 （久慈市山形町川井8-30-1）	
	普代村	1/23 (月)	10:00 ~11:30	普代村役場 会議室 （普代村第9地割字銅屋13-2）	1/16 (月)
	野田村		14:30 ~16:00	J A 新いわて野田支所 2F 会議室 （野田村野田20-10）	

## 2 出席者

氏名	電話番号	備考